

妊娠高血圧症候群等医療費助成のご案内

練馬区では、妊娠高血圧症候群等で認定基準を満たした方を対象に、入院治療された自己負担分の医療費を助成しています。

【申請できる方】

練馬区に住民登録があり、下記①、②のいずれかに該当し、かつ、妊娠高血圧症候群等医療費助成認定基準を満たしている方。ただし、生活保護を受給されている方は申請できません。

- ① 所得が課せられている方全員の前年分の総所得税額が **30,000 円** 以下の世帯に属する方
- ② 1 以外の方で、出産予定日（HELLP 症候群等産後の疾患に関しては退院予定日）までの**入院見込期間が 26 日以上**になる方（転院など医療機関が異なる場合でも入院日数の合計が 26 日以上であれば対象）

【助成の対象となる医療費】

妊娠高血圧症候群等の入院時の医療費で、健康保険が適用された医療費の自己負担分

ただし、健康保険組合等で支給された高額療養費の自己負担限度額、給付額等を差引きます。また、入院時の食事療養費の標準負担額は自己負担となります。

【提出書類】 ※ 1 から 5 は別添の資料を使用してください。郵送でも受け付けします。

- 1 申請書 申請者は患者本人、または本人が 18 歳未満の場合はその保護者
- 2 診断書 入院医療機関の担当医師に記入作成をご依頼ください
- 3 世帯調書 「税務情報の利用について」は、「6 所得証明書類」参照
- 4 確認書 認定後、医療券の写しを保険者に通知する旨を確認させていただくものです
- 5 遅延理由書 退院日以降に申請する場合のみ
- 6 所得証明書類 出産予定日までの入院見込期間が 26 日以上になる方または『3 世帯調書「税務情報の利用について」』を同意した方は不要です（詳細は下段参照）
- 7 医療保険の資格情報の確認できる書類①～③のいずれか 1 点（患者本人分）
 - ① 従来の健康保険証の写し（有効期限内のもの）
 - ② 資格確認書の写し
 - ③ マイナポータル画面（保険証情報）を印刷したもの（※ 1、2）
※ 1 マイナンバーカードを健康保険証として利用している方
※ 2 記号・番号・枝番、氏名、生年月日、資格取得年月日、本人・家族の別、保険者番号、保険者名が確認できる画面を印刷してください。
- 8 限度額適用認定証の写し 交付されている場合のみ

【所得証明書類】

※ 「世帯調書」の「税務情報の利用について」に、住所要件等をご確認のうえ同意いただいた方は不要です。

提出する場合は、所得が課せられている方**全員分**について、以下の証明書が**いずれか 1 つ**必要です。

ただし、配偶者控除が適用されている場合、配偶者の証明書は**不要**です。

確定申告書の控(第一表)またはコピー（税務署受付印があるもの）	1 月から 6 月に申請する場合は前々年分のもの、7 月から 12 月に申請する場合は前年分のもの 【発行先：税務署】
源泉徴収票またはコピー（手書きの場合は支払者印が必要です）	1 月から 6 月に申請する場合は前々年分のもの、7 月から 12 月に申請する場合は前年分のもの 【発行先：勤務先】
住民税の課税証明書またはコピー	4 月から 6 月に申請する場合は前年度のもの、7 月から 3 月に申請する場合は今年度のもの 【発行先：該当住民税の課税があった市区町村】

【申請期限】

原則として、入院前または入院中に申請してください。

ただし、やむを得ない理由により、入院前または入院中に申請できない場合は、退院日から起算して3か月以内に限り、申請ができます。なお申請にあたり遅延理由書の提出が必要となります。

※申請期限を超過している場合、いかなる理由でも申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

※入退院をくり返している場合は、助成を希望する入院期間の各退院日から3か月以内に申請が必要です。直近の退院日から3か月以内ではありませんので、ご注意ください。詳しくはお問い合わせください。

〈①および②の期間に入院した場合〉

例) ①入院期間 令和6年11月1日～令和6年11月30日 →申請期限令和7年2月28日まで

②入院期間 令和7年1月1日～令和7年2月28日 →申請期限令和7年5月31日まで

①の期間の助成を申請する場合は、令和7年2月28日までに必要書類を担当宛に提出いただく必要があります。

【有効期間】

医療券の有効期間は、入院見込期間（退院後の申請の場合には実入院期間）です。

手続きが遅れた場合は、医療費の助成が受けられないことがありますので、ご注意ください。

【申請の流れ】

＜指定医療機関かつ入院中に申請した場合＞

- 1 区へ申請書類を提出
- 2 申請内容を審査・認定
- 3 申請者宛に医療券を交付（申請後10日程度かかります）
- 4 入院費用支払い時に医療券を保険証、限度額認定書と一緒に窓口へ提示

＜指定医療機関以外または退院後に申請した場合＞

- 1 区へ申請書類を提出
- 2 申請内容を審査・認定
- 3 申請者宛に医療券・療養証明書・請求書などを送付（申請後10日程度かかります）
- 4 療養証明書を申請者から入院医療機関に作成を依頼
- 5 療養証明書・請求書などを区へ提出
- 6 申請者宛に助成決定通知を送付（提出後10日程度かかります）
- 7 申請者の口座へ支払い

＜担当＞

練馬区 健康部 健康推進課 母子保健係
練馬区豊玉北6丁目12番1号
03-5984-4621

妊娠高血圧症候群等医療費助成認定基準

分 類		症 状
1 妊娠高血圧症候群およびその関連疾患	(1) 妊娠高血圧症候群	次のうち、アに掲げる重症基準を満たすもの又はイに掲げる重症基準に準ずる症状があるものであること。 ア 重症基準 次の①、②のいずれかの基準を満たすもの。 ① 収縮期血圧が 160mmHg 以上又は拡張期血圧が 110mmHg 以上 ② 収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上のものうち、2g/日以上 of 蛋白尿を認めるもの。ただし、随時尿を用いる場合は、複数回の新鮮尿検査で連続して 3+(300mg/dl)以上であること。 イ 重症基準に準ずる症状 次の①から③のいずれかの症状があるもの ① 浮腫が全身に及ぶもの ② 2g/日以上 of 蛋白尿を認めるもの。ただし、随時尿を用いる場合は、複数回の新鮮尿検査で連続して 3+(300mg/dl)以上であること。 ③ 収縮期血圧が 140mmHg 以上又は拡張期血圧が 90mmHg 以上のものうち、300 mg/日以上 of 蛋白尿を認めるもの。ただし、随時尿を用いる場合は、複数回の新鮮尿検査で連続して +(20－50 mg/dl)以上であること。
	(2) 子癇	妊娠 20 週以降に初めてけいれん発作を起こし、てんかんや二次性けいれんが否定されるもの（妊娠子癇、分娩子癇、産褥子癇）
	(3) 妊娠高血圧症候群関連疾患	肺水腫、脳出血、常位胎盤早期剥離、HELLP 症候群
2 糖尿病および妊娠糖尿病	次に掲げるアからウのいずれかであること。 ア 妊娠前から糖尿病と診断されたもの イ 妊娠糖尿病 妊娠中、75g 経口ブドウ糖負荷試験において次の①から③のいずれかを満たすもの。ただし、ウと診断されたものは除く。 ① 空腹時血糖値：92 mg/dl 以上 ② 負荷後 1 時間値：180 mg/dl 以上 ③ 負荷後 2 時間値：153 mg/dl 以上 ウ 妊娠時に診断された明らかな糖尿病 妊娠中、次の①から④のいずれかを満たすもの。 ① 空腹時血糖値：126 mg/dl 以上 ② HbA1c(NGSP)が 6.5%以上であるもの ③ 確実な糖尿病網膜症を認めるもの ④ 随時血糖値又は 75g 経口ブドウ糖負荷試験の 2 時間値が 200 mg/dl 以上であって、空腹時血糖又は HbA1c により確認されたもの	
3 貧血	血色素量がおおむね 9g/dl 以下のもの	
4 産科出血	産科出血による多量の出血(1,000cc 以上の分娩時出血)で輸血その他の応急処置を必要とするもの	
5 心疾患	先天性又は後天性の心疾患を有し、心不全、肺水腫、心内膜炎、心房細動等の病態の悪化が認められるもの	